

10月25日(日)は福島県知事選挙 の投票日です!

「あなたの大切な一票」棄権しないで投票しましょう。

投票時間 午前7時から午後6時まで



投票所及び投票所入場券

投票所は、郵送される投票所入場券に記載されています。

投票日又は期日前の投票には、投票所入場券を持参してください。

(投票所入場券は、郵便事情により届くまで数日かかる場合があります。また、紛失したり、忘れても投票できます。)

白河市で投票できる方

18歳以上の日本国民（平成20年10月26日までに生まれた方）で、令和8年7月7日以前から本市の住民基本台帳に記録され、選挙人名簿に登録されている方です。

注1）投票前に本市から福島県内の他市町村へ転出した方は、転出先の市町村の選挙人名簿に登録されるまで、又は転出後4か月を経過する前までは、転出前の住所地である本市で投票することになります。

なお、これに該当する方の投票（当日投票・期日前投票・不在者投票の請求時）には、「引き続き福島県内に住所を有する旨の証明書」（無料）等の提示が必要となりますので、あらかじめ現在お住まいの市町村又は最寄りの市町村の住民担当課窓口で交付を受けてください。

注2）投票前に福島県外の市区町村へ転出した方は、投票できません。

期日前投票について

仕事や旅行などで投票日当日に投票できない方は、期日前投票をすることができます。投票の際は、投票所入場券裏面の宣誓書に氏名、生年月日などを記入し持参してください。

○期日前投票の場所及び期間等 ※いずれの期日前投票所でも投票ができます。

期日前投票所	期 間	時 間
市役所本庁舎	10月 9日(金) から 10月24日(土) まで	午前8時30分から 午後8時まで
市役所各庁舎 (表郷・大信・東)	10月17日(土) から 10月24日(土) まで	午前8時30分から 午後7時まで

裏面もご覧ください。

不在者投票について

○滞在地における不在者投票

仕事や旅行などで、白河市外に滞在されている方は、滞在地の市区町村選挙管理委員会で不在者投票ができます。お手続き方法等はお早めに選挙管理委員会へお問い合わせください。

※「不在者投票請求書兼宣誓書」は、全国選挙管理委員会に備え付けてありますが、本市のホームページからダウンロードすることもできます。

○指定病院などでの不在者投票

県選挙管理委員会が指定する病院や老人ホームなどに入院・入所している方は、その施設で不在者投票ができます。詳しくは、施設にお問い合わせください。

○郵便等による不在者投票

身体障がい者手帳や介護保険被保険者証（要介護5）の交付を受けている方で、公職選挙法が定める要件に該当する場合は、自宅で郵便等による不在者投票ができます。また、投票を行うためには、事前に「郵便等投票証明書」の交付を受ける必要があります。新たに希望される方は、お早めに選挙管理委員会までご相談ください。

開 票

白河市中心体育館で、10月25日（日）午後8時から開始します。

選挙公報

選挙公報は、10月16日（金）に新聞に折り込みます。郵送を希望される方は、選挙管理委員会へご連絡ください。

※選挙公報は市内公共機関等にもご用意しておりますが、福島県選挙管理委員会ホームページでもご覧になれます。

混雑状況について

投票所はこんな日・時間が混み合います。

期日前投票所	投票日の前日や前々日の2日間（金曜日・土曜日）
当日各投票所	概ね午前9時～午前11時の時間帯

お問い合わせ先

白河市選挙管理委員会事務局 電話 28-5546（直通）